

新型コロナウイルス対策に関する国・県・市等の主な支援策

令和4年7月1日現在

給付・免除関係等

支援策名



対象者

支援内容

申請方法・申請先・問合せ先など

事業者向けの支援

雇用調整助成金

実施中

事業活動の縮小を余儀なくされ雇用の維持を図るため、休業手当を支給した事業主への支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主労働者の雇用維持を図り、休業手当等を支払った事業主

(直近の生産指標が、比較対象月と比べ5%以上減少していること等が要件)

- 助成内容・対象
 - ※令和4年3月1日から令和4年9月30日まで
 - (原則、対象労働者1人1日当たり9,000円が上限)
 - ①休業手当に対する助成率(中小企業4/5、大企業2/3)
 - 解雇等を行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業9/10、大企業3/4)
 - ②教育訓練を実施した場合、中小企業2,400円、大企業1,800円を加算
 - ③新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
 - ④1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
 - ⑤雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象
- 以下に該当する場合、助成率・助成額を引き上げ
 - ※令和3年1月8日以降の休業等に適用
 - ⑥緊急事態措置、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事による基本的対処方針に沿った要請を受け、時短等に協力する飲食店等については、10/10に引き上げ
 - ※助成額の上限 対象労働者1人1日当たり15,000円
 - ⑦生産指標が前年又は前々年同期と比べ、直近3か月の月平均値で30%以上減少した企業に関して、助成率を最大10/10に引き上げ
 - ※助成額の上限 対象労働者1人1日当たり15,000円
- 申請書類を大和高田公共職業安定所(ハローワーク)に提出
TEL 0745-52-5801 午前8:30~午後5:15(土日祝除く)
- コールセンターで雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応
TEL 0120-60-3999 午前9:00~午後9:00(土日祝含む)

奈良県雇用維持支援補助金

実施中

事業活動の縮小を余儀なくされ雇用の維持を図るため、休業手当を支給した事業主への支援

国の「雇用調整助成金」または、「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた事業主

- 対象期間・助成内容
 - 国の「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」の助成率が令和3年5月1日以降、原則10分の10から10分の9に引き下げられたことにより、県が上乗せ支給を行う。
 - (対象労働者1人1日当たり1,500円が上限 ※国の上乗せ分)
- 申請期間 令和4年5月27日(金)~令和4年11月30日(水) 当日消印有効
- 必要書類・問い合わせ
 - 国の交付決定通知書 など
 - 奈良県雇用維持支援補助金事務局
 - TEL 050-8881-9850 午前10:00~午後6:00(土日祝除く)

中小企業経営力向上支援事業補助金

実施中

売上回復を図るための新事業創出や新分野への進出等に要する経費を補助

以下の要件をすべて満たす中小企業等

- ①奈良県内に事業所を有する
- ②令和3年6月から令和4年5月までの任意の連続する2か月間の売上高が平成31年1月から令和3年5月までの同月2か月間の売上高より20%減少
- ③令和2年度奈良県中小企業等再起支援事業補助金の交付を受けていない

- 補助対象経費
 - 事業実施計画の実行に必要な経費
 - 機械装置等費、広報費、展示会等
 - 出展費、開発費、借料、専門家謝金
 - 専門家旅費、調査・委託料、外注費
- 補助内容
 - 補助率: 対象経費の2/3以内
 - 補助額: 上限50万円
 - (下限20万円)
- 申請期間
 - 令和4年6月1日(水)~
 - 令和4年8月31日必着
- ※申請総額が予算額(8億円)に達した時点で受付終了
- 奈良県経営力向上支援補助金事務局
TEL0742-93-5708
(受付時間: 土日祝を除く
午前9時~12時 午後1時~5時)

産業雇用安定助成金

実施中

在籍出向で雇用を維持したい、在籍出向の人材を活用したい方への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主であり、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合の出向元と出向先の双方の事業主

- 助成内容
 - 出向中の費用を出向元・先双方に最大で中小企業は9/10、大企業は3/4 助成
 - (日額最大12,000円(出向元・先の計))
 - さらに出向に係る初期費用1人当たり最大15万円助成
- 申請書類を大和高田公共職業安定所(ハローワーク)に提出
TEL 0745-52-5801
午前8:30~午後5:15(土日祝除く)
- コールセンターで産業雇用安定助成金に関するお問い合わせに対応
TEL 0120-60-3999
午前9:00~午後9:00(土日祝含む)

トライアル雇用助成金

実施中

コロナで離職を余儀なくされた方を雇いたい方への支援
※シフト減で実質的に離職状態にある方も含む

職業経験、技能、知識の不足などにより就職が困難な求職者を試行的に雇用する事業主

- 3か月の試行雇用期間中(原則3か月)
- 1人当たり月額4万円助成(短時間労働は月額2.5万円)
- ※一定の要件を満たした場合は、月額5万円(短時間労働は月額3.12万円)
- 申請書類を大和高田公共職業安定所(ハローワーク)に提出
TEL 0745-52-5801
午前8:30~午後5:15(土日祝除く)

小学校休業等対応助成金・支援金

実施中

小学校等の臨時休業等で仕事を休んだ保護者への支援

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない保護者の皆さま

- 一定の要件を満たす場合
 - 休業中の賃金相当額×10/10を助成(日額最大15,000円)
- 委託を受けて個人で仕事をする保護者の場合
 - 1日当たり最大7,500円を助成
- 申請期限:
 - 令和4年4月~6月休暇分は、令和4年8月31日まで
- コールセンター
TEL 0120-60-3999
受付時間: 午前9:00~午後9:00(土日・祝日含む)

新型コロナウイルス対策に関する国・県・市等の主な支援策

令和4年7月1日現在

給付・免除関係等

支援策名



対象者

支援内容

申請方法・申請先・問合せ先など

事業者向けの支援

事業再構築補助金

実施中

新分野展開や業態転換で事業を立て直したい事業者への支援

以下の要件をすべて満たす中小企業等

- ①2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計の売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上と比較し10%減少
- ②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築を行う
- ③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成

- 申請受付開始：六次公募は、3月28日(月)～6月30日(木)(終了)
七次公募は、7月1日(金)～9月30日(金)まで
- 【通常枠】 補助額 100万円～8,000万円
補助率 中小企業2/3(6,000万円超は1/2)
中堅企業1/2(4,000万円超は1/3)
- 【回復・再生応援枠】
・左記①～③を満たし、かつ以下の①または②のどちらかを満たすこと
①2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少
②中小企業活性化協議会(旧：中小企業再生支援協議会)等から支援を受け再生計画等を画策していること。
補助額 100万円～1,500万円
補助率 中小企業3/4、中堅企業2/3
- 【最低賃金枠】
・左記①～③を満たし、かつ2020年10月から2021年6月までの間、3ヶ月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全体の10%以上いること及び2020年4月以降いずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること。
補助額 100万円～1,500万円
補助率 中小企業3/4、中堅企業2/3
- 【グリーン成長枠】
以下の①から③の要件を全て満たすこと
①事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一帯となって事業再構築に取り組む
②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均5.0%以上増加又は従業員1人あたりの付加価値額の年率平均5.0%以上増加の達成
③グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の一定割合以上に対する人材育成を併せて行う。
補助額 100万円～1.5億円
補助率 中小企業1/2、中堅企業1/3
- 事業再構築補助金事務局コールセンター(午前9:00～午後6:00(日祝日除く))
<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金(労働者を雇用する事業主の方向け)

実施中

出産後の女性労働者のため有給を設けて取得させた事業主への支援

安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備し、令和3年4月1日～令和5年3月31日までの間に当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主

- 支給額
1事業場につき1回限り
15万円

- 申請期間：対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計5日に達した日の翌日から令和5年5月31日まで
※事業場単位ごとの申請です
- 厚生労働省
- 奈良県 労働局 雇用環境・均等部室
TEL 0742-32-0210
受付時間：午前8:30～午後5:15
(土日・祝日・年末年始除く)

両立支援等助成金

※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

実施中

妊娠中の女性労働者のため有給を設けて取得させた事業主への支援

休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、令和2年5月7日～令和5年3月31日までの間に当該休暇を合計して20日以上取得させた事業主

- 対象労働者
雇用保険被保険者 1人当たり
28.5万円
※1事業所当たり人数の上限：5人まで

- 申請期間：対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和5年5月31日まで
※事業場単位ごとの申請です
- 厚生労働省
- 奈良県 労働局 雇用環境・均等部室
TEL 0742-32-0210
受付時間：午前8:30～午後5:15
(土日・祝日・年末年始除く)

両立支援等助成金

※介護離職防止支援コース
新型コロナウイルス感染症対応特例

実施中

有給を取得して介護を行えるような取組を行う中小企業事業主への支援

介護のための有給の休暇制度を設け新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、令和4年4月1日～令和5年3月31日までに休暇を合計5日以上取得させた事業主

- 合計5日以上10日未満：20万円
- 合計10日以上：35万円

※1中小企業主あたり5人まで申請可

- 申請期間：支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内
- 厚生労働省
- 奈良県 労働局 雇用環境・均等部室
TEL 0742-32-0210
受付時間：午前8:30～午後5:15
(土日・祝日・年末年始除く)

大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業

実施中

高機能な換気設備を導入して感染リスクを抑えたい事業主への支援

中小企業等の高機能換気設備及び同時に導入する空調設備の導入費用に対して2/3補助
※施設のCO2排出量の削減が必要

- 二次公募：令和4年5月23日～6月24日
- 三次公募：詳細決まり次第環境省または執行団体のHPで公表
- 一般社団法人静岡県環境資源協会支援センター
メール：center@siz-kankyuu.or.jp
TEL 054-266-4161
受付時間：午前9:00～午後5:00
(土日・祝日・年末年始除く)
※お問い合わせは、できるだけメールにてお願いします。

予防対策応援ステッカーの配布

受付中

事業者のみなさまへの配布

国が示す「感染拡大予防ガイドライン」に沿った取組を実践している市内に所在する事業者

- 予防対策応援ステッカーを1事業者に対し2枚配布(先着500事業者)

- 申請期間：令和2年10月1日(木)～
- 申請は、郵送でお願いします。
- 大和高田市地域振興部商工振興課
TEL 0745-22-1101
午前8:30～午後5:15(土日祝除く)

新型コロナウイルス対策に関する国・県・市等の主な支援策

令和4年7月1日現在

貸付関係

支援策名



対象者

支援内容

申請方法・申請先・問合せ先など

事業者向けの支援

<p>日本政策金融公庫等による新型コロナウイルス感染症特別貸付等</p>	<p>実施中</p>	<p>新型コロナウイルス感染症による影響により業況が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施 ●担保：無担保 ●貸付期間：設備 20 年以内 運転 20 年以内 ●うち据置期間：5年以内 ●融資限度額： (別枠)中小事業・商工中金6億円、 国民事業8000万 ●金利：当初3年間基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利 ※利下限度額：中小事業・商工中金3億円 国民事業6000万 	<ul style="list-style-type: none"> ●平日のご相談 日本公庫事業資金相談ダイヤル： TEL 0120-154-505 商工中金相談窓口：TEL0120-542-711 ●その他資金繰り等に関するご相談 中小企業金融相談窓口 TEL 0570-783-183 (平日 午前9:00~午後5:00)
<p>特別利子補給制度</p>	<p>実施中</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等に対して利子補給を行うことで資金繰り支援を実施 ●利子補給期間：借入後当初3年間 ●利子補給対象上限： 中小事業・商工中金3億円、 国民事業6000万円 	<ul style="list-style-type: none"> ●(独) 中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 TEL 0570-060515 (平日 午前9:00~午後7:00)
<p>民間金融機関における実質無利子・無担保融資</p>	<p>実施中</p>	<p>国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、要件を満たした方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●要件：売上高▲5%、売上高▲15% ●個人事業主の場合 (事業性あるフリーランス含む、小規模のみ) 保証料ゼロ・金利ゼロ ●小・中規模事業者(上記除く) 売上高▲5%の場合:保証料1/2 売上高▲15%の場合: 保証料ゼロ、金利ゼロ 【融資上限額】 4,000万円 (拡充前 3,000万円) 【補助期間】 保証料は全融資期間、 利子補助は当初3年間 【融資期間】 10年以内 【うち据置期間】 最大5年 【担保】 無担保 	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業金融相談窓口 TEL 0570-783-183 ※平日・土日祝日 午前9:00~午後7:00 ※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。
<p>実質無利子・無担保融資</p>	<p>実施中</p>	<p>売上減で資金繰りが厳しい事業者の方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●3年間実質無利子、最長5年間元本据置実質無利子等となる上限額を引上げ ●公庫(国民)6千万円 ●公庫(中小)・商工中金 3億円 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本公庫・商工中金の申請期限: 2022年9月末まで ●問い合わせ 日本公庫 TEL0120-154-505 (平日のみ 午前9:00~午後5:00) 商工中金 TEL0120-542-711 (平日のみ 午前9:00~午後5:00)

新型コロナウイルス対策に関する国・県・市等の主な支援策

令和4年7月1日現在

猶予・減免関係

支援策名



対象者

支援内容

申請方法・申請先・問合せ先など

事

業

者

向

け

の

支

援

社会保険料等の猶予

実施中

納付猶予特例終了後も、厚生年金保険料等の納付が困難な方への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少があり、1年間納税が猶予（令和2年1月～12月分までの厚生年金保険料等が対象）されその後も、厚生年金保険料等の納付が困難な方

- 猶予制度を受けた場合、猶予期間中
 - ・各月に分割して納付可能
 - ・延滞金が年8.7%→0.9%に軽減
 - ・財産の差押や換価が猶予
- 猶予期間：原則1年以内
 - ※1年の猶予期間で納付が困難な場合は、状況を確認し、1年を超える期間を前提とした分割納付も認められる場合があります。
- 担保の提供：原則不要

- 大和高田年金事務所
TEL 0745-22-3531
午前8：30～午後5：15（土日祝、年末年始除く）
- ※健康保険料に係るお問い合わせ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。
- ※労働保険料に係るお問い合わせ先は、葛城労働基準監督署
TEL 0745-52-5891（土日祝、年末年始除く）

国税の猶予

実施中

法人税や消費税などの納税が困難な方への支援

国税を一時的に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。詳しくは国税庁HPをご覧ください。

- 国税局猶予相談センター
TEL 0120-527-363
午前8：30～午後5：00（土日祝除く）

県税の猶予

実施中

法人県民税、法人事業税、個人事業税等の納付が困難な方への支援

県税を一時に納付することが困難な場合は、県税事務所徴収課に申請することにより納税が猶予されます。詳しくは奈良県のHPをご覧ください。

- 中南和県税事務所
TEL 0744-48-3007
TEL 0744-48-3008
午前8：30～午後5：15（土日祝除く）
- 奈良県自動車税事務所
TEL 0743-51-0082
午前8：30～午後5：15（土日祝除く）

市税の納税相談

実施中

市町村民税・固定資産税等を納付することが困難な方への支援

市税を一時に納付することができない場合で一定の要件に該当するときは、収納対策室に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税の猶予を受けることができます。（地方税法第15条）
※徴収の猶予「特例制度」ではありません。
※減免でないため、猶予の期限までに納付していただくことになります。

- 申請書類を大和高田市収納対策室に提出
- 大和高田市総務部収納対策室
TEL 0745-22-1101
午前8：30～午後5：15（土日祝除く）

厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定

実施中
(終了有)

休業で著しく報酬が下がった方への支援

- 【対象となる方①】
(1)～(3)すべてに該当する方
- 令和3年4月から7月までの間に休業により報酬が著しく低下した方
(1)新型コロナウイルス感染症の影響による休業で、報酬が著しく低下した月が生じた方
 - 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）に該当する標準報酬月額が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上上がった方
 - 改定内容に本人が書面により同意している
- 令和3年4月から令和3年7月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月から標準報酬月額の特例改定が可能
- 【対象となる方②】
(1)～(3)すべてに該当する方
- 令和3年8月から令和4年6月までの間に休業により報酬が著しく低下した方
上記1.と同様の条件
 - 令和2年6月～令和3年5月までに休業により報酬が著しく低下し特例改定を受けている方
(1)新型コロナウイルス感染症の影響による休業で、令和2年6月～令和3年5月までに報酬が著しく低下し、特例改定を受けた方
 - 令和3年8月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い方
 - 改定内容に本人が書面により同意している
- 令和3年8月から令和3年12月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月から標準報酬月額の特例改定が可能

- 届出期間
 - ・ 令和3年4月～令和3年7月までを急減月とする届出は 令和3年4月26日～令和3年9月30日
 - ・ 令和3年8月～令和3年12月までを急減月とする届出は 令和4年2月未まで
 - ・ 令和4年1月～3月までを急減月とする届出は 令和4年5月未まで
 - ・ 令和4年4月～6月までを急減月とする届出は 令和4年8月未まで
- 大和高田年金事務所へ申請してください。
(郵送もしくは、窓口へのご提出も可能)
大和高田年金事務所
TEL 0745-22-3531
午前8：30～午後5：15（土日祝除く）
- ねんきん加入者ダイヤル
TEL 0570-007-123（ナビダイヤル）
03-6837-2913
(050から始まる電話でかける場合)
※受付時間：月～金 午前8：30～午後7：00
第2土曜日 午前9：30～午後4：00